



やま さき まさ お  
山崎 正男 議員

## 墓地行政

# 個人墓地申請の簡素化を 要望は県へ伝える

簡素化は出来ないか。  
地方分権のことを考え  
ると、県の許可を町の権  
限に移譲できないか。

**宮川 住民課長**

共同墓地は町内に6施設あり、それぞれ管理台帳等を整備している。  
個人の墓地は経営許可申請書で管理をし、申請件数は、過去5年間で60件となっている。

全ての個人の墓の管理は出来ない。手続きが煩雑で難しい部分はあるが、県、国の法律に基づいたものとなっている。町が届出制にする判断は、現状では出来ないが、手続き等の煩雑なことは機会があれば県にも伝え、簡素化出来る部分があるものについても要望をしていきたい。

**松本 町長**

町は墓地台帳を整備しているか。町内の墓地の確認はしているか、また毎年の申請件数は。  
墓地は県の許可申請手続きが必要だが、正規の手続きは難しく、届出制にすれば良いと考えるか。

権限委譲については、職員体制の整備から考えなければならず、少しハードルが高いと思っ

## 個人情報対策

### 開示に必要な条件は

### 公益上必要な理由があれば

日常生活の中で、どうしても個人と連絡を取る必要が出てきた場合などは、個人情報に頼らなければならぬが、情報公開の委員会の中で可能な条件を決めることは出来ないのか。  
使用目的や適切な理由があれば許可出来るか。



黒潮町立軸坂共同墓地

**土居 総務課長**

町は基本的に個人情報を開示しないことと定められている。

個人情報保護条例第17条では、請求者に対して開示出来ない7項目が規定されている。また、同条例の第10条第2項には、

外部提供できる8つの規定がある。  
実施機関が審査機関の意見を聞いて、公益上必要、その他相当の理由があるとき認められるときなどの場合、提供が出来るものとなっている。

## 固定資産台帳

台帳の  
保存年数は

現在は  
10年保存

**宮川 住民課長**

平成26年度から電子データで保存管理をし、規定では10年の保存となる。納税者と課税対象の確認は例年行っている。

**問** 固定資産課税台帳は適切に管理しているか。

保存年数は何年か。  
納税者と課税対象の確認は例年しているか  
異動や変更があった場合の確認は適切か。  
納税は時効取得の要件になるのか。

権利異動があった場合には、法務局の登記済通知で処理を行っている。死亡届が出た際は相続人代表届の提出をいただき速やかに登記をしていただくようにしている。

時効取得とは、土地や建物などを所有の意思を持って平穩かつ公然と他人の物を一定期間占有した場合の制度であり、納税の有無が直接の取得要件とはならない。